

北海道釧路方面公安委員会告示第61号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、足寄郡足寄町内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり告示する。

令和6年10月4日

北海道釧路方面公安委員会委員長 木 下 正 明

1 合意した者

- (1) 足寄タクシー有限公司
- (2) 北海道釧路方面公安委員会
- (3) 足寄町長
- (4) 北海道運輸局帯広運輸支局長
- (5) 十勝バス株式会社
- (6) 北海道開発局長

2 一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所

一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所は、十勝バス株式会社が管理する次の表に掲げる停留所とする。

	停留所名	進行方向別	所在地
1	足寄土木現業所	北	足寄郡足寄町下愛冠1丁目5番地
2	足寄北5区	南	足寄郡足寄町北5条1丁目16番地
3	足寄農協前	北	足寄郡足寄町南3条1丁目10番地
4	足寄農協前	南	足寄郡足寄町南3条1丁目18番地
5	足寄南6条	北	足寄郡足寄町南6条1丁目6番地
6	足寄南6条	南	足寄郡足寄町南6条1丁目29番地
7	足寄郊南1丁目	南	足寄郡足寄町郊南1丁目19番地
8	足寄南7条	北	足寄郡足寄町南7条1丁目31番地

3 停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲

停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲は、次の表の左欄に掲げる運行事業者が、同表の右欄に掲げる足寄町の委託を受けて行う旅客の運送の用に供する自動車とする。

運行事業者	自動車
足寄タクシー有限公司	足寄タクシー有限公司が区間運行の用に供する自動車 (足寄町市街地コミュニティバス「あしバス」)